

★法改正に伴い従業員 101 人以上の企業に計画策定が義務化されます。(令和 4 年 4 月～)

女性の活躍企業育成プロジェクト

一般事業主行動計画策定のための 取り組みを支援します！！

女性活躍に意欲のある中小企業の「一般事業主行動計画」の策定を支援します。兵庫県女性活躍推進専門員が各企業を訪問し、個別に相談に応じるとともに、必要に応じ専門講師やアドバイザーを派遣し、行動計画の策定を目指します。

このようなことをお考えの場合、ぜひ、この事業をご活用ください！

- ▶ 「女性の活躍」を推進したいが、どのようにすればよいのか分からない
- ▶ 女性活躍推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定したいが、手順や方法が分からない

① 対象となる企業

予定企業数 20 社 手厚い支援を行います！

- ◇ 県内に事業所を有する企業・団体で、従業員数 300 人以下かつ女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」未策定の企業

② 受けられる支援内容

無料

- ◇ 女性活躍推進専門員による助言・相談
- ◇ 研修の専門講師やコンサルティングの専門アドバイザーの派遣（上限 5 回）
- ◇ 企業 P R の場の提供（県 H P 等での紹介）

③ お取り組みいただく内容

- ◇ 女性活躍推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定
- ◇ 県立男女共同参画センターが兵庫労働局と共催する「一般事業主行動計画策定セミナー」への参加等

④ 事業の流れ

(1) 申請書類の提出

「女性の活躍企業育成プロジェクト事業申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて県立男女共同参画センターに提出してください。

<提出書類>

◇ 事業申請書 ◇ 申請者概要書 ◇ 実施計画書 ◇ 誓約書

(2) 決定通知書の送付

申請内容を確認し、決定通知書を送付します。

(3) 事業の実施

女性活躍推進専門員が訪問し、女性活躍推進に向けた取組みを支援します。

例) 研修の専門講師やコンサルティングの専門アドバイザーの派遣 (上限 5 回)

(4) 実績報告書の提出

事業完了後に実績報告書を提出してください。

※講師等の派遣を受けた場合は、その都度「講師等受け入れ報告書」を提出頂きます。

まずはお電話でお気軽にお問い合わせください。

詳しくは、県立男女共同参画センター内「女性活躍推進センター」まで

(電話 : 078-360-8550)